

第3章 計画を推進するための施策

1. 施策の体系

5つの基本方針に基づき、緑の将来像を実現するための施策を展開します。



1. 加治丘陵の公有地化の推進 2. 加治丘陵の適切な維持管理 3. 加治丘陵の活用
4. 加治丘陵の多様な主体による維持管理と活用 5. 入間市緑の基金の充実
6. さいたま緑の森博物館と連携した狭山丘陵の保全と活用 7. 周辺自治体との連携による狭山丘陵の活用
8. 間伐材の活用の検討

9. 農業振興地域内の農用地区域の指定継続

10. 河川の水環境の保全

11. 河川周辺の優れた自然環境の保全

再 2. 加治丘陵の適切な維持管理 再 6. さいたま緑の森博物館と連携した狭山丘陵の保全と活用
再 11. 河川周辺の優れた自然環境の保全 12. 優れた自然環境を有する樹林地や水辺地の保全の推進
13. 公園・緑地のエコアップの推進 14. 生き物に配慮した施設緑化の推進

15. 遊歩道の整備の推進

16. 緑を楽しむネットワークの活用の促進

17. 平地林の保全の推進 18. 斜面林の保全の推進 19. 樹林地カルテの作成の検討
20. 樹林地管理のしくみづくりの検討 21. 樹林地再生のための管理の実施の検討

22. 保護樹木の指定の推進 23. 樹木所有者の負担軽減となる制度の導入の検討
24. 樹木カルテの作成の検討

25. 生産緑地地区の指定の継続 26. 公園不足域の生産緑地地区の公園用地としての活用
27. 市民農園の設置の継続

28. 公園施設の適切な維持管理 29. 大木化した公園樹木の適切な維持管理
30. 地域住民との協働による公園の管理運営のしくみづくり
31. 指定管理者制度による公園の維持管理・運営 32. 公園の維持管理・運営における民間参画の研究

33. 自然環境調査の定期的な実施 再 12. 優れた自然環境を有する樹林地や水辺地の保全の推進
再 13. 公園・緑地のエコアップの推進 再 14. 生き物に配慮した施設緑化の推進
34. 希少な動植物の保護の推進 35. 特定外来生物などの駆除体制の充実

36. (仮称)加治丘陵さとやま自然公園の用地取得の推進 37. (仮称)加治丘陵さとやま自然公園の施設整備の推進
38. 身近な公園の整備の推進 39. 土地区画整理事業による公園の整備の推進
40. 公園再配置計画、リニューアル計画の検討 41. 地域特性を活かした公園の整備とリニューアル
42. 市民参加型の公園づくりの推進 43. 避難場所に指定された公園の防災機能の整備の検討

44. 道路整備に合わせた街路樹の整備の推進 45. 駅前広場の緑化の推進

46. 学校の緑化の推進

47. 市庁舎等の緑化の推進

48. 緑化推進における法制度の活用方法の研究 49. 開発行為における緑化基準の適正な運用と検証
50. 奨励補助制度による生垣緑化の促進 51. 苗木の配布制度の充実 52. 施設緑化ガイドラインの作成

53. 緑に関するイベントの開催 54. 緑に関する講習会の開催
55. 子どもを対象とした緑に関するイベントの開催 56. 緑に関する情報発信の充実

57. 多様な主体による緑の維持管理の推進 58. (仮称)緑のサポーター制度の導入の検討
59. 緑のボランティアの育成 60. 緑のボランティア活動への支援の充実
61. 緑のまちづくりに関する活動の促進

2. 施策の展開

基本方針1 ふるさと入間の骨格となる緑を守り、育てよう ～緑の保全～

本市の緑の骨格を形成している丘陵地、河川、広大な茶畑は、ふるさと入間の緑のシンボルとなっており、豊かな自然を身近に感じることができます。今後も、これらの骨格となる緑を良好な状態で保全していく必要があります。

施策の方向	施策内容	ページ
(1) 加治丘陵・狭山丘陵の保全	1. 加治丘陵の公有地化の推進	70
	2. 加治丘陵の適切な維持管理	71
	3. 加治丘陵の活用	71
	4. 加治丘陵の多様な主体による維持管理と活用	72
	5. 入間市緑の基金の充実	72
	6. さいたま緑の森博物館と連携した狭山丘陵の保全と活用	72
	7. 周辺自治体との連携による狭山丘陵の活用	73
	8. 間伐材の活用の検討	73
(2) 市街化調整区域に広がる農地の保全	9. 農業振興地域内の農用地区域の指定継続	74
(3) 河川環境の保全	10. 河川の水環境の保全	75
	11. 河川周辺の優れた自然環境の保全	75

(1) 加治丘陵・狭山丘陵の保全

加治丘陵と狭山丘陵は、古くから人々が住み歴史と文化を育んできた里山で、ふるさととの原風景と豊かな自然環境を残しています。このような里山は日本各地で見られましたが、近年は化石燃料や化成肥料の普及で里山の経済的価値が失われ、宅地化による消滅や放置による荒廃にさらされてきました。

里山は、環境保全や景観形成をはじめ多様な機能を持ち、重要な役割を果たしています。このような丘陵地を「子孫や未来の市民からの預かりものである」との考えに立ち、恒久的な保全と活用を計画的に進めます。



加治丘陵

1 加治丘陵の公有地化の推進

加治丘陵は「加治丘陵さとやま計画（平成 10（1998）年 3 月策定）」において、保全と活用を図る区域として約 424ha が指定されています。そのうち、加治丘陵さとやま自然公園（都市計画決定面積 110.2ha）の区域を除いた加治丘陵保全地（計画面積 313.8ha）の区域では、平成 29（2017）年に 60.4ha（緑のトラスト保全第 6 号地の県取得分を含む）の用地を取得しました。

今後も、主に土地所有者の相続が発生した機会をとらえて公有地化を進め、加治丘陵の保全を図ります。

加治丘陵さとやま計画

■加治丘陵の位置付け

里山として『恒久的な保全・活用』を図る。

- ①入間市の緑の拠点 → 緑のネットワークの中核を図る。
- ②自然環境の連環系の保持 → 入間川・霞川と一体の自然環境
- ③市民が自然とふれあい利用できる場 → 人々の生活と加治丘陵との深い関わりを継承し『里山』の性格を重視する。

■計画の基本方向

『里山』をテーマとし恒久的な保全と活用を図る。

保全・活用は永遠に継続する『動態計画』とする。

○時の流れ、市民の要請に対応する弾力的な計画とする。

○未来への対応 ⇒ 豊富な計画のバリエーション

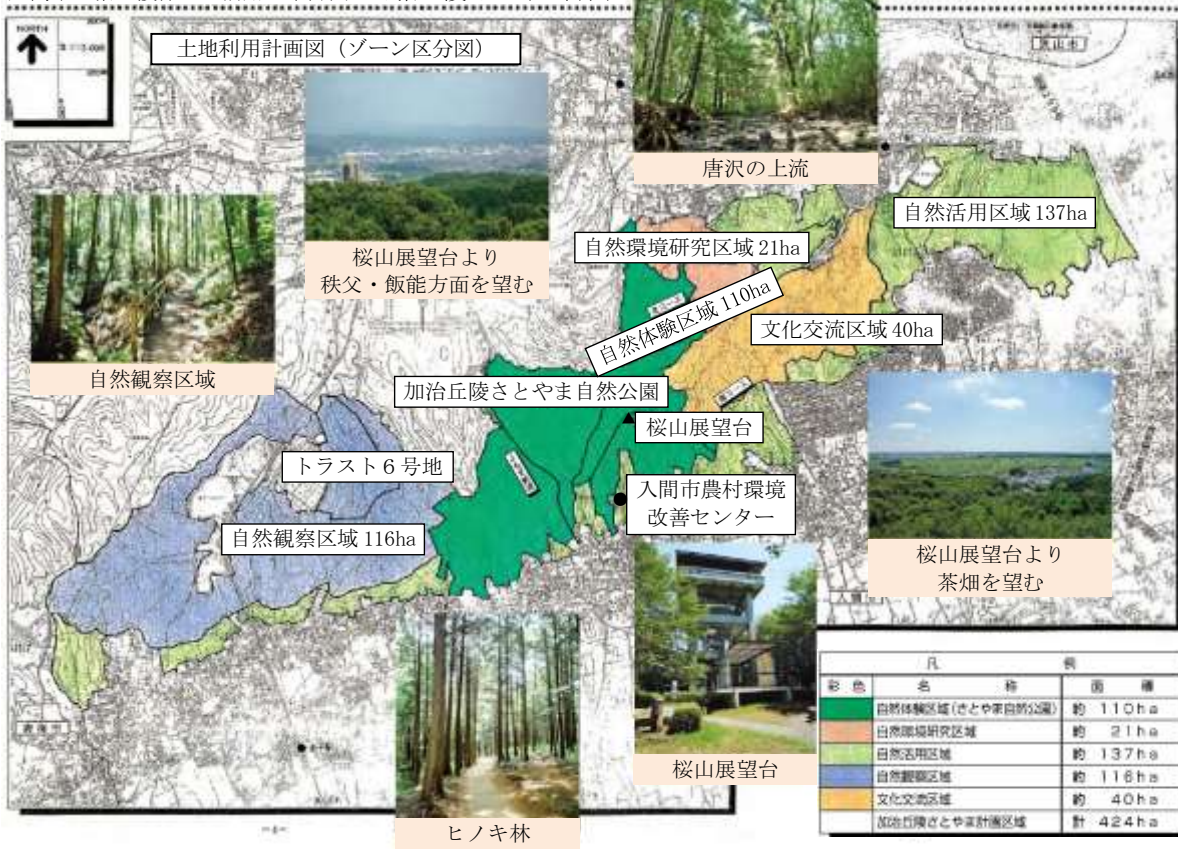
■基本理念

自然保護と経済の調和 → 自然保護につながる自然活用を推進する。

緑の経営 → 山林を活用した事業を成立し社会的意義を高める。

■土地利用計画図

入間市加治丘陵保全・活用基本計画 加治丘陵さとやま計画



2 加治丘陵の適切な維持管理

加治丘陵のうち公有地化した区域については、適切に維持管理を行う必要があります。加治丘陵の植生管理は、「(仮称)加治丘陵さとやま自然公園植生管理計画(平成23(2011)年3月)」に基づき、加治丘陵さとやま計画における土地利用区分(5区分)ごとに、それぞれの区分の方針に則した管理を行います。

また、維持管理の実施は、加治丘陵山林管理ボランティア団体・NPO 法人加治丘陵山林管理グループと市が協働で行っています。今後は、指定管理者制度の活用も視野に入れた維持管理体制を検討します。



NPO 法人
加治丘陵山林管理グループ

3 加治丘陵の活用

加治丘陵さとやま自然公園では、「(仮称)加治丘陵さとやま自然公園見直し計画」に基づき、施設の整備を進めています。今後も多くの方が、加治丘陵の散策や自然観察などを楽しむことができるように、園地や遊歩道等の施設整備を計画的に行います。

また、市内だけではなく市外からの来訪者を増やして、加治丘陵の良さを多くの人々に知ってもらうために、事業者やNPO 法人と協働した加治丘陵の散策イベントや自然観察会等の開催を検討します。

「里山」とは？

里山とは、人が生活する里と、人が生活するために燃料となる薪、食料となる山菜、肥料となる落ち葉等をとる場所である里の周辺の山林を指します。昔の農村の生活に必要な空間全体が里山であり、人の手が入ることによって里山の環境は維持されてきました。

里山は、懐かしさを感じる美しい原風景であり、多くの生き物の生息・生育環境となっているほか、地域特有のお祭りなど歴史や文化の伝承としても重要な地域となっています。

しかし、高度経済成長やエネルギー革命によって、石炭や石油などの化石資源を活用するようになり、炭や薪の利用が減っていきました。また、過疎化や高齢化などにより、山林の活用や人による管理が行われなくなったことから、景観の荒廃や里山特有の生き物の減少など生物多様性の劣化が進んでおり、里山の保全・再生が課題となっています。



加治丘陵の雑木林

4 加治丘陵の多様な主体による維持管理と活用

加治丘陵では、ボランティア団体や NPO 法人が、山林の維持管理、園地や遊歩道等の施設整備、植生調査などの活動を行っています。加治丘陵の自然環境を良好な状態で保全し、また多くの人たちが活用できる環境をつくっていくためには、ボランティア団体や NPO 法人だけではなく、企業ボランティア、学生ボランティア等多様な団体関わって、加治丘陵を支えていくことが重要です。そのため、多くの団体が活動に参加できるしくみや、緑の活動に興味を持った市民が気軽に参加できるしくみを検討していきます。

里山ボランティア

■加治丘陵山林管理ボランティア

里山を良好な状態で維持保全するため、下草刈り、間伐を行っています。また、間伐材を利用して、遊歩道の整備や丸太ベンチの製作も行っています。

■加治丘陵植生調査ボランティア

加治丘陵の植生を毎年約 1ha 調査し、樹木や草本層の状態、希少植物の有無などを把握しています。また、調査結果を管理作業のための基礎資料として活用しています。

■加治丘陵さとやま巡視員制度

きれいで安全な加治丘陵を保つため、平成 15 年度に「加治丘陵さとやま巡視員制度」が創設されました。

巡視員は月 20 回程度、加治丘陵を巡回し、ゴミ拾いや危険箇所の報告を行っています。

5 入間市緑の基金の充実

市民の憩いの場として市内の身近な緑の自然環境を保全する資金として、平成元年に入間市緑の基金が設置されました。入間市緑の基金は、現在は主に加治丘陵保全地の公有地化の資金として充てられています。今後も安定的に公有地化を進めるために、緑の基金の PR を積極的に行うなど基金の充実に努めます。

6 さいたま緑の森博物館と連携した狭山丘陵の保全と活用

さいたま緑の森博物館は、狭山丘陵をフィールドとして、ボランティアとの協働による里山管理、体験型環境学習イベントの開催や生息する動植物の保護活動などを実践しています。今後も、さいたま緑の森博物館と連携・協力して、狭山丘陵の保全と活用を推進します。

さいたま緑の森博物館

狭山丘陵内にある「さいたま緑の博物館」は、雑木林や湿地を含む里山景観そのものを屋外展示とし、貴重な生き物を守るとともに、身近な自然のすばらしさを実感できる場です。

緑の森博物館では、子どもから大人まで楽しめるさまざまなイベントを行っており、イベントを通じて里山体験や狭山丘陵の豊かな自然にふれあうことができます。



里山体験イベント

7 周辺自治体との連携による狭山丘陵の活用

狭山丘陵の観光振興を目的として、狭山丘陵を取り巻く東京都および埼玉県周辺自治体が連携して「狭山丘陵観光連携事業」を推進しています。狭山丘陵の豊かな自然のイメージ向上と地域の魅力を高めることを目指し、観光プランの作成、観光プランに基づくイベントの実施、ガイドブックの作成などを検討します。



狭山丘陵と茶畑

8 間伐材の活用の検討

丘陵地の維持管理では、間伐材等が発生します。加治丘陵の山林管理作業で発生した間伐材については、資源の有効利用と丘陵地の維持管理の取組みを広く知ってもらうために、加治丘陵での園地や遊歩道等の整備において、丸太ベンチ、丸太階段、丸太土留などに利活用しています。引き続き加治丘陵でさらなる利活用を図るとともに、その他の公園・緑地、公共施設等での利活用を検討します。



間伐材を利用したベンチ



間伐材を利用した園路

(2) 市街化調整区域に広がる農地の保全

加治丘陵と狭山丘陵にはさまれた金子地区を中心として広大な茶畑があり、ふるさと入間の代表的な景観となっています。また農地は雨水が浸透するため、広い農地は地下水の循環にも大きく寄与しています。このように広大な茶畑は地場産業としても重要ですが、ふるさととの景観要素としても、自然環境を支える緑としても重要な緑となっています。

9 農業振興地域内の農用地区域の指定継続

金子地区を中心に広がる茶畑は農業振興地域内の農用地区域に指定されています。農用地区域に指定されている農地については、原則的には農地以外の利用が認められていませんが、農地以外の土地利用の変更の必要性が認められれば、土地利用の変更も可能となります。本市の農用地区域の農地面積も減少がみられます。

金子地区の茶畑の魅力はその広大さにあり、広大な茶畑の保全が必要です。そのため、農用地区域の土地利用に係わる計画については、事業者と十分に協議と調整を行い、法制度に基づき適正に指導することで、広大な農地の保全に努めます。



金子地区の茶畑

(3) 河川環境の保全

本市には、主な河川として入間川、霞川、不老川が流れています。これらの河川は緑のネットワークの軸となっています。特に入間川は河川敷が広く、生き物の生息・生育の場となっているほか、河川敷の運動施設や遊歩道はスポーツなどのレクリエーションに活用されています。また、各河川沿いには斜面林が帯状に分布しており、多くの湧水や希少な生き物が確認されています。

河川そのものの保全だけでなく、河川があることで形成された貴重な自然環境も一帯として保全することで、緑のネットワーク軸の強化につながります。

10 河川の水環境の保全

入間川、霞川、不老川では定期的に水質検査を行っています。昔に比べて水質はよくなっており、多くの生き物が生息できる環境となっています。今後もきれいな水が流れる河川の維持に努め、さらに多くの生き物が生息できる環境づくりを目指します。



入間川の野鳥



霞川の野鳥

11 河川周辺の優れた自然環境の保全

河川沿いに位置する段丘崖斜面林や河畔林は、帯状に樹林が連なり、豊かな自然環境を形成する緑の軸となっています。段丘崖斜面林には、多くの湧水地があり、希少な生き物の生息・生育の場となっています。また、河畔林は、餌の供給、日射の遮断及び水質浄化などの機能をもっており、多様な河川環境を創出しています。

河川周辺の優れた自然環境を、河川と一帯として保全することで、緑の軸の質の向上につながります。特に段丘崖斜面林は市街地と接した位置に分布するものも多く、緑地保全制度の活用を図りながら保全に努めます。



入間川の河畔林



段丘崖斜面林（西武地区）

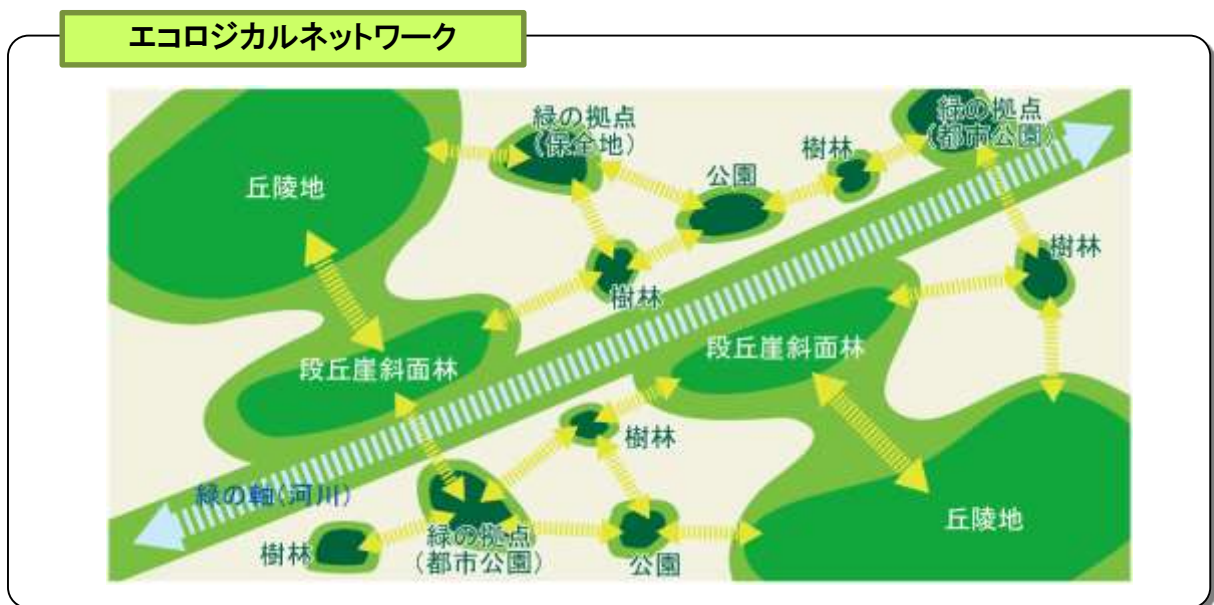
基本方針2 緑をつなぎ、緑の回廊をつくろう ～緑のネットワーク化～

本市には、様々な形態の多くの緑があり、それぞれの機能を活かした役割を担っています。緑の機能をより充実するためには、緑の量を増やすだけでなく、有機的につなげることが重要になります。本市の多種多様な緑をネットワーク化することで、都市の環境改善機能の拡大、生き物の生息・生育空間や移動空間の確保、レクリエーション空間の拡大、まちなかの景観の向上につながります。

施策の方向	施策内容	ページ
(1) エコロジカルネットワーク形成の推進	2. 【再掲】 加治丘陵の適切な維持管理	71
	6. 【再掲】 さいたま緑の森博物館と連携した狭山丘陵の保全と活用	72
	11. 【再掲】 河川周辺の優れた自然環境の保全	75
	12. 優れた自然環境を有する樹林地や水辺地の保全の推進	77
	13. 公園・緑地のエコアップの推進	77
(2) 人間の緑を楽しむネットワーク形成の推進と活用	14. 生き物に配慮した施設緑化の推進	77
	15. 遊歩道の整備の推進	78
	16. 緑を楽しむネットワークの活用の促進	79

(1) エコロジカルネットワーク形成の推進

生き物の視点から形成された緑のネットワークを、エコロジカルネットワークといいます。エコロジカルネットワークの形成を推進するため、緑の骨格である丘陵地、緑の軸となる河川、緑の拠点となる比較的規模の大きい樹林や公園については、生き物が生息・生育できる環境として維持保全します。そして、これらの緑の骨格・軸・拠点を補完する小規模な樹林、公園、施設緑地等については、良質な生き物空間となるように維持管理するとともに、新たな緑地を創出し、生き物の生息・生育可能な緑地が点在することで、エコロジカルネットワークの形成に努めます。



2 【再掲】加治丘陵の適切な維持管理

6 【再掲】さいたま緑の森博物館と連携した狭山丘陵の保全と活用

11 【再掲】河川周辺の優れた自然環境の保全

12 優れた自然環境を有する樹林地や水辺地の保全の推進

希少種などの生息や優れた植生が確認され、重要な緑と位置付けられた樹林地や水辺地については、公有地化を含めた各種保全制度を活用した保全対策を推進します。また、生き物に配慮した管理手法を用いることで、エコトーンの形成など生物多様性の向上に効果があります。それぞれの緑地が持っている自然環境の維持と向上が図れ、生き物の生息・生育空間が確保できる維持管理に努めます。

13 公園・緑地のエコアップの推進

都市公園などの公園・緑地は、地域のレクリエーションの場としてだけではなく、生物多様性や緑と水の物質循環の拠点として重要な役割を果たしています。

そこで、公園・緑地の維持管理においては、人と自然との共生に視点を置き、人の利用のしやすさだけを求めた維持管理ではなく、自然環境に配慮した整備・維持管理・活用を行い、緑の量と質を高めることで、より多くの動植物が生息・生育できる環境の創出に努めます。



谷田の泉保全地

14 生き物に配慮した施設緑化の推進

施設の緑地や住宅の庭において、生き物の餌となるような実のなる樹木の植栽、小さい生き物が訪れやすく、隠れることのできる空間の整備などにより、身近な場所で生き物を見ることができるようになります。また、地域の在来種を活用した植栽を行うことで、在来の動物を呼び込むことができることから、施設や街路樹などに在来種を活用することも検討します。このように生き物に配慮した緑化空間を増やしていくことで、飛び石ビオトープの形成に努めます。



県営彩の森入間公園のバッターランド

(2) 人間の緑を楽しむネットワーク形成の推進と活用

市内には、多くの公園・緑地が配置されています。これらを遊歩道や緑道などで有機的につなぐことで、緑の持つレクリエーション機能の向上を図ることができます。より多くの方が、本市の豊かな自然環境や歴史・文化等の魅力にふれながら、ウォーキングやサイクリングなどのレクリエーション活動を楽しめるよう、河川敷や丘陵地を活用した遊歩道等の整備に取り組めます。



15 遊歩道の整備の推進

加治丘陵、狭山丘陵、入間川河川敷に遊歩道が整備され、多くの方が丘陵地や河川の自然環境にふれあいながら、ウォーキングを楽しんでいます。今後も案内板、道標、ベンチ等の施設整備と適切な維持管理を推進し、さらに多くの方が快適かつ安全・安心にウォーキングができる環境整備に努め、歩きやすい緑のネットワークの形成を進めます。

また、霞川は市内で最も長い河川であり、河川沿いには茶畑、社寺林、公園、湧水地等の緑の資源が点在しています。霞川周辺の貴重な自然環境に配慮しながら、霞川や周辺の緑を楽しめる遊歩道の整備を検討します。



入間川遊歩道

16 緑を楽しむネットワークの活用の促進

現在市では、市内を巡るコースを紹介した「元気な入間ふれあい茶ん歩道」、「ポタリングマップ」などの観光マップを作成しています。また、「入間川遊歩道マップ」、「加治丘陵マップ」など各施設のリーフレットも作成し、ウォーキングやサイクリングコースのPRに努めています。

ウォーキング等しながら自然環境にふれることで、本市の緑の必要性や重要性に理解を深めてもらえるよう、観光マップ・リーフレット等の冊子や市公式ホームページ等を活用して、さらなる情報発信に努めます。

入間市の観光マップ

入間市観光パンフレット



ポタリングマップ



ウォーキングマップ



基本方針3 地域の貴重な緑を守り、育てよう ～緑の質の向上～

私たちが住んでいる地域には、平地林や斜面林等の樹林、庁舎や学校等の施設の緑地、公園や広場、住宅の庭木、農地、街路樹など様々な緑があります。これらの緑が持つ機能を十分に活かすことで、私たちの生活はより豊かなものになっていきます。そのため、地域の緑を守り、育てながら、その質の向上に努める必要があります。

施策の方向	施策内容	ページ
(1) 平地林・斜面林の保全	17. 平地林の保全の推進	81
	18. 斜面林の保全の推進	82
	19. 樹林地カルテの作成の検討	82
	20. 樹林地管理のしくみづくりの検討	82
	21. 樹林地再生のための管理の実施の検討	83
(2) 地域のシンボルとなっている樹木の保全	22. 保護樹木の指定の推進	84
	23. 樹木所有者の負担軽減となる制度の導入の検討	84
	24. 樹木カルテの作成の検討	84
(3) 市街地の農地の保全と活用	25. 生産緑地地区の指定の継続	85
	26. 公園不足域の生産緑地地区の公園用地としての活用	85
	27. 市民農園の設置の継続	85
(4) 公園の維持管理・運営の充実	28. 公園施設の適切な維持管理	86
	29. 大木化した公園樹木の適切な維持管理	86
	30. 地域住民との協働による公園の管理運営のしくみづくり	87
	31. 指定管理者制度による公園の維持管理・運営	87
	32. 公園の維持管理・運営における民間参画の研究	88
(5) 生物多様性の確保に貢献する緑の保全	33. 自然環境調査の定期的な実施	90
	12. 【再掲】優れた自然環境を有する樹林地や水辺地の保全の推進	77
	13. 【再掲】公園・緑地のエコアップの推進	77
	14. 【再掲】生き物に配慮した施設緑化の推進	77
	34. 希少な動植物の保護の推進	91
	35. 特定外来生物などの駆除体制の充実	91

(1) 平地林・斜面林の保全

市街地とその周辺部の平地林や斜面林は、都市の気温を低減する効果、景観の形成、動植物の生息・生育地として貴重な空間となっています。これら平地林や斜面林について、所有者の理解と協力を得ながら各種制度を活用した保全に取り組めます。

17 平地林の保全の推進

市では、条例や要綱を定めて、保護樹林や市民の森に指定等を行い、民有地の平地林の保全を行っています。保護樹林には借上型と奨励型があり、平成 29（2017）年度末の保護樹林の指定面積は 24 箇所、4.50ha となっています。このうち面積規模が大きい 3 箇所、1.04ha を市民の森として設置し、一般に公開を行っています。しかし、保護樹林、市民の森は所有者の意向による解除が可能であるため、指定等面積は減少傾向が続いています。



平地林（保護樹林）

そこで、地域に残る貴重な平地林を保全するため、市民緑地制度等の活用を含めた保全制度の再構築を検討します。面積規模が比較的小さい樹林地は、所有者協議を図りながら、奨励型の保護樹林への指定変更に努めます。面積規模が大きい平地林については、より担保性の高い市民緑地制度への位置付けを検討し、樹林の利活用を図ります。

樹林地を守る制度

保護樹林制度：所有者からの届出により指定解除が可能

奨励型保護樹林
所有者に樹林管理費等として奨励金を交付し、管理は所有者が行う。

借上型保護樹林
所有者と土地賃貸借契約を締結し、固定資産税等相当分の土地借上料を支払い、市が管理を行う。

市民の森
一定規模以上の面積があり、自然とのふれあいの場として適しているものは市民の森に移行する。

市民緑地契約制度：管理の期間は 5 年以上

300 ㎡以上の緑地について、所有者と自治体または管理団体が契約を締結し、緑地や緑化施設を公開する制度
貸付けの期間が 20 年以上等の要件に該当する場合は、相続税等の優遇がある。

保護樹林制度より担保性が高い

特別緑地保全地区：現状凍結的に保全する制度

建築行為など一定の行為の制限により、緑地を現状凍結的に保全する制度
土地所有者が行為の制限を受けることで土地の利用に著しい支障をきたす場合は、市に買い入れるべき旨を申出ることができる。

最も担保性が高い制度

18 斜面林の保全の推進

入間川、霞川、不老川沿いに位置する段丘崖斜面林は、多くの湧水が確認されており、特に北向き斜面には氷河期の時代に関東平野に生育した植物が見られるなど、貴重な緑地となっています。また、河川沿いに帯状に連なっており、生き物の移動経路としても重要な役割を担っています。現在は保護樹林に指定している斜面林もありますが、市街地に隣接するなど開発の可能性の高い樹林地もあります。



段丘崖斜面林（豊岡地区）

今後、このような重要な斜面林は特別緑地保全地区に指定するなど、より確実な維持保全を検討します。

19 樹林地カルテの作成の検討

市内にある多くの樹林地は民有地となっており、所有者の意向によっては、消失の可能性があります。そのため、希少種があるなどの重要な樹林地において相続等が発生した際には、速やかに保全等の対応を行う必要があります。

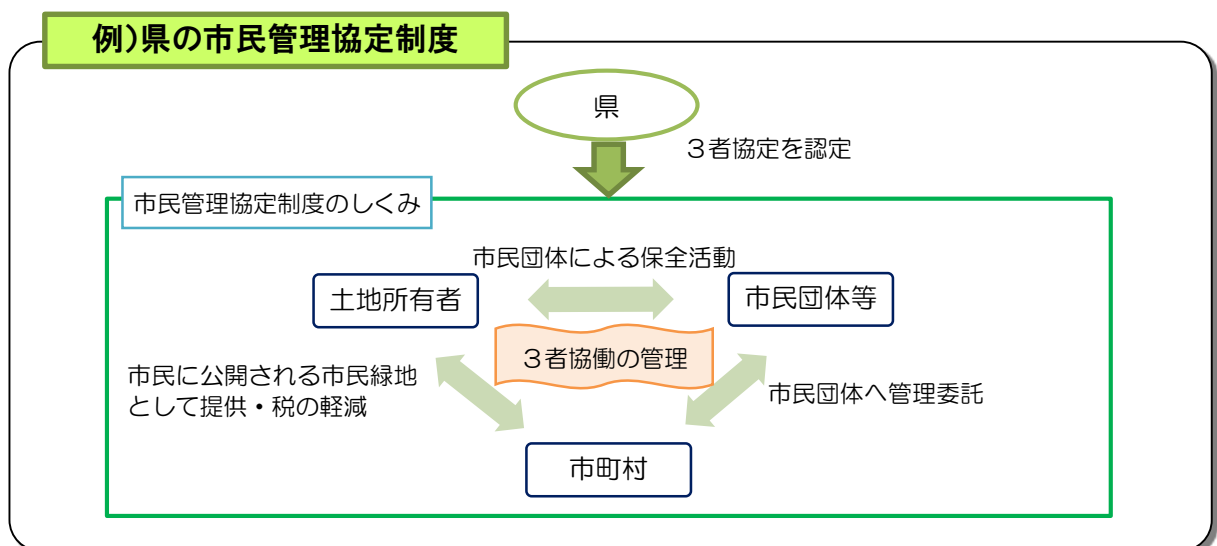


市民の森

そこで、民有地にある一定規模以上の樹林地について調査を行い、その結果に基づいて各樹林地を評価した樹林地カルテの作成を検討します。樹林地カルテの作成においては、樹林地の状況、生き物の生息・生育等によって、保全すべき樹林地の優先度の判定についても検討します。

20 樹林地管理のしくみづくりの検討

樹林地を安全かつ適切に維持管理していくには、落ち葉掃き、下草刈り、枯枝除去、枯損木伐採などの作業を定期的に行う必要があります。所有者にとっては大きな負担となっています。所有者の負担軽減と適切な樹林地環境の維持を図るため、所有者と市民団体と市が協働で維持管理を行うしくみづくりを検討します。



21 樹林地再生のための管理の実施の検討

近年、樹林地は利用価値の低下による管理放棄で樹木の高大化と老木化が進行しています。このため、倒木や枝落ちなどによる危険度の増大、林床の日照不足による植生の貧弱化などの問題が発生しています。また、ゴミの投棄などで地域環境の悪化を招いている場合もあり、樹林地そのものが地域にとって迷惑な存在と認識されかねません。

そこで、所有者と市民団体等と市との協力関係に基づき、それぞれの樹林地の環境や地域の特性を考慮した適切な管理を行うことで、樹林地の再生と地域コミュニティの形成を図り、所有者と地域住民の樹林地保全に対する意識の向上に努めます。

里山の新たな管理

近世社会では、里山から得られる薪等の資源は共有の資源として、山林に共同の利用権を設定して管理、利用していました。このような土地を入会地（いりあいち）といいます。入会地の資源の利用に関しては、地域においてルールが決められており、そのルールに基づき持続的な資源利用が行われてきました。

近年では入会地が必要とされなくなり、利用されなくなったことから、山林の荒廃、生物多様性の劣化等の問題が発生しているとともに、共同利用といった伝統的コミュニティの低下にもつながっています。

そのような状況において、人と自然の関わり合いを通じて形成されてきた里山の持つ豊かな自然環境は、生き物の生息・生育環境、良好な景観、食料や薪等の資源の供給地、歴史や文化の伝承等の多様な機能を有しており、保全と活用が重要であるとの認識に変わってきました。

里山の維持管理の担い手として、地域住民だけではなく、行政、市民活動団体、企業、大学等の多様な主体による保全活動が行われています。このような新たな担い手が緩やかな共同体を形成し、共同で利用と管理を行う「新たな共同利用」による取組みが行われています。

新たな共同利用では、新たな担い手が労力や資金を提供し直接的に活動に参加するものから、寄付等により結果的に活動支援につながっているものなどがあります。

「新たな共同利用」の分類と特徴

	分類	特徴
地域の集落等による維持管理が可能	①人材確保・育成型	ボランティアや活動指導者などの育成・導入により労力を確保し、地域の主導的管理に対して支援を行う
	②基金・資金援助型	特定目的のもとで公的機関が設置する基金等を通じて個人や企業が資金を供出し、地域に管理を委ねる
参加機会の拡大により、幅広い対象から資金確保を行うしくみ	③消費活動参加型	地域の産品に対する消費活動を通じて市民等が間接的に管理に参加し、生産者に資金還流する
	④税等による一律費用負担型	広く里地里山の恵みを享受しているという考え方のもと一般市民に税等の形で管理に対する費用負担を求める
維持管理が困難	⑤活動協定・活動認定型	所有者・担い手それぞれのニーズを協定締結や第三者の仲介のもとに結びつけ、新たな担い手による維持管理を促進する
	⑥管理契約型	自然資源の利用や土地利用などによる受益の権利も得ながら、一定のルールの下で新たな担い手に、主導的に管理を担ってもらう

出典：多様な主体で支える地域の里地里山づくり(環境省)

(2) 地域のシンボルとなっている樹木の保全

地域に残され長い年月を経た大木や古木は、地域景観を形成する重要な要素であり、地域の歴史や文化を継承する緑となっています。屋敷林や社寺林に生育している、これらの貴重な樹木の保全を図ります。

22 保護樹木の指定の推進

地域のシンボルとなっている一定規模以上の樹木については、所有者の協力を得て、保護樹木に指定しています。保護樹木の指定本数は平成 29（2017）年度末で 73 本となっていますが、指定本数は減少しています。大木や古木は、主に屋敷林や社寺林にあり、地域の歴史を伝えるとともに、地域特有の景観を形成するなど大きな恩恵と効果をもたらしています。今後も指定の継続と新規指定を進めることで大木や古木を保全し、あわせて屋敷林や社寺林の保全につなげていきます。



上橋の大ケヤキ

23 樹木所有者の負担軽減となる制度の導入の検討

大木や古木の維持管理では、所有者負担が課題となっており、保護樹木の指定本数の減少要因のひとつとなっています。大木化と老木化による倒木や枝落ち被害の危険性の増大、近隣からの落ち葉の苦情などを理由として、保護指定が解除され伐採されています。このことから、維持管理の支援として、市による倒木等による損害を補償する保険の一括加入、樹木医などの専門家を派遣して樹木健全度診断や管理方法の助言などを行う制度の導入を検討します。

24 樹木カルテの作成の検討

保護樹木については、樹木の位置、種類、形状、状況等の調査を行い、その結果を樹木カルテとして整理することを検討します。樹木カルテには、樹木健全度診断結果、所有者からの要望等も記録するなど、保護樹木の維持管理に活かします。

(3) 市街地の農地の保全と活用

市街地の農地は、農作物の供給地であるほか、農業体験・交流活動の場、災害時の防災空間の確保、都市環境の維持保全、都市住民の農業への理解の醸成といった多様な役割を果たしています。近年では、都市の農地は都市にあるべきものとして注目されており、保全と活用を推進します。

25 生産緑地地区の指定の継続

生産緑地地区は市街化区域にある農地を計画的に保全し、良好な都市環境を形成するため、一定規模以上のまとまった農業の継続が可能な農地を指定しています。平成 29（2017）年度末では約 22ha の生産緑地地区が指定されています。今後も農地所有者の理解と協力を得ながら、市街地の貴重な緑である生産緑地地区の指定の継続に努めます。



生産緑地地区

26 公園不足域の生産緑地地区の公園用地としての活用

生産緑地地区は、指定後 30 年経過した場合、または、その生産緑地地区における主たる従事者が死亡等して農業の継続が不可能となった場合は、市に対して公共施設用地として買取るかどうかの申出を行うことができます。そのため、街区公園等の身近な公園が不足している区域において、買取り申出が出された生産緑地地区が土地の形状や接道条件が公園用地として適していれば、買取りを行い公園用地として活用を図ります。

27 市民農園の設置の継続

本市では、市民が農業とふれあう機会を創出することを目的として市民農園の設置を行っており、平成 29（2017）年度末で 4 箇所、428 区画となっています。今後も、市民農園の設置を継続していきます。



市民農園

(4) 公園の維持管理・運営の充実

少子高齢化の進行や**市民ニーズの多様化**など公園を取り巻く社会環境が大きく変化するなか、公園がいつまでも愛され利用されるには市民の協力が不可欠です。そのため、地域住民との協働による公園の維持管理、地域住民が中心となった公園の利用方法やルールづくりなど、地域に愛され利用されるような公園の維持管理と運営のしくみづくりを推進します。

28 公園施設の適切な維持管理

公園の維持管理においては、公園利用者の安全・安心が重要です。そのため、遊具やベンチなどの主要な公園施設については、定期的な点検の実施によって破損や老朽化状況を把握し、危険と判断された施設については、計画的に修繕もしくは更新を図ります。

また、老朽化施設の計画的な維持管理や改修を進めるため、公園施設長寿命化計画の作成に取り組めます。



仏子第二公園 遊具のリニューアル



向原第一公園 遊具のリニューアル

29 大木化した公園樹木の適切な維持管理

市が管理する多くの公園は開園から30年以上が経過しており、大木化・老木化した樹木の倒木や枝落ちなどによる、近隣住宅への被害発生の危険性が懸念されています。このため、樹木の持つ機能や効用の増進と樹木の安全性の確保を、継続的に両立させていく必要があります。樹木の点検・診断を適切かつ確実に行うことが重要です。

しかし、全ての公園を**一斉に**樹木の点検・診断を行うことは財政的に厳しいことから、公園の規模・立地条件・利用状況等を勘案し、安全確保の重要度の高い区域を優先的に点検を行うなど、効率的な実施を検討します。維持管理方法については、点検結果に基づき、地域住民と話し合いながら、適切な維持管理を行い、安全で快適な公園環境づくりに努めます。

【参考：都市公園の樹木の点検・診断に関する指針（案）
平成29年9月 国土交通省】



矢萩荘公園の大木

30 地域住民との協働による公園の管理運営のしくみづくり

公園の適切な管理を実施していくには、市だけでは限界があります。地域に密着した小規模公園においては、日常的な清掃や花壇の管理、公園施設等の危険箇所の発見などでは、自治会など地域住民の協力を得ながら実施することとし、快適で安全な公園環境の維持に努めます。

また、自治会など地域団体との協働による管理運営方法について検討を行い、維持管理の役割分担やローカルルールの設定などの管理運営について、地域団体と協議を進めながら、地域に即した公園の安全性・快適性・利便性等の向上を図り、より一層の活用拡大に努めます。

地域団体による公園管理の事例

■公園愛護会

公園愛護会とは、自治会や町内会等を母体として地域の公園の清掃、除草等の公園管理を行う制度です。昭和36年に横浜市で創設され、現在は多くの自治体において同様の制度によって地域の公園管理が行われています。

地域住民が地域の公園を管理するため、公園の使い方やルールの決定、利活用の検討など積極的な活動を行っている地域もあります。

■プレーパーク

プレーパークとは、子どもたちが自分の責任で自由に遊ぶことができる公園です。世田谷区ではじまり全国に広がっています。NPO法人等が運営するほか、地域住民がプレーリーダーとなって、子どもたちの見守りや遊び場づくりなどを行っている事例もあります。

■市民協働による公園リニューアル

公園のリニューアルにおいて、地域住民、小学校、保育園や幼稚園、地域団体などが、どのようにリニューアルするのか企画段階から意見やアイデアを出し合い、地域が中心となって公園リニューアルを行うことで、引き続き、公園の維持管理や公園の使い方なども地域が中心となって活動が行われている事例が多くあります。特に子どもたちが公園づくりに関わることで、公園利用や公園での活動参加が期待できます。

31 指定管理者制度による公園の維持管理・運営

現在、中央公園・黒須市民運動場・入間市運動公園は指定管理者による維持管理が行われています。今後も、面積規模や利用状況等を勘案し、民間事業者のノウハウを活用することで公園利用サービスの向上や経費の削減等が期待できる場合においては、指定管理者が維持管理を行う公園を増やしていきます。また、指定管理者制度の活用にあたっては、公園の維持管理だけでなく、公園の魅力を伝える体験プログラムやワークショップを開催するなどの公園の利活用についても提案を行い、より多くの人々が利用し楽しめる公園とする工夫ができるよう検討します。

市が管理する多くの公園は開園から 30 年以上が経過しており、施設の老朽化や魅力の低下が課題となっています。平成 29（2017）年の都市公園法の改正では、民間事業者によるカフェやレストラン等の収益施設の設置管理制度が新たに創設されました。本市においても、財政負担の軽減や公園サービスの向上を図るために、民間活力の活用について研究します。

民間活力の活用事例

■大津湖岸なぎさ公園



整備前



整備後

○大津市の大津湖岸なぎさ公園では、びわ湖湖岸をより魅力ある場所として活かすため、公園整備とあわせて商業施設を整備し、市民や観光客の新たな集客交流の拠点の整備を実施。

○公園の整備は市が実施し、園内のオープンカフェの整備・運営は（株）まちづくり大津が主体となって事業を推進（テナントは一部公募）。

■天王寺公園



○大阪市の天王寺公園では、エントランスエリアの再整備、魅力向上を効率的・効果的に行うため、エリアの再整備、管理運営を事業者の負担により行う者を公募。

○選定された事業者（近鉄不動産）が、カフェ、レストラン、こどもの遊び場、フットサルコート、ドッグラン、コンビニエンスストア、駐車場等の収益施設を設置するとともに、芝生広場（約 7,000 m²）、園路等も事業者負担により整備し、平成 27 年から 20 年間の契約（協定締結）で公園の管理運営を実施している。

レストラン・カフェ等



(5) 生物多様性の確保に貢献する緑の保全

都市化の進展や生活様式の変化によって、緑は量の減少と質の低下が進行し、生き物の生息・生育できる場所が減少しています。今後は、緑の量を確保するだけでなく、緑の質に配慮していく必要があります。地域の生物多様性保全に役立つ、良好な自然環境の保全と生き物の生息・生育環境に配慮した緑地の創出、それらのネットワーク化を推進します。



生態系ってなに？

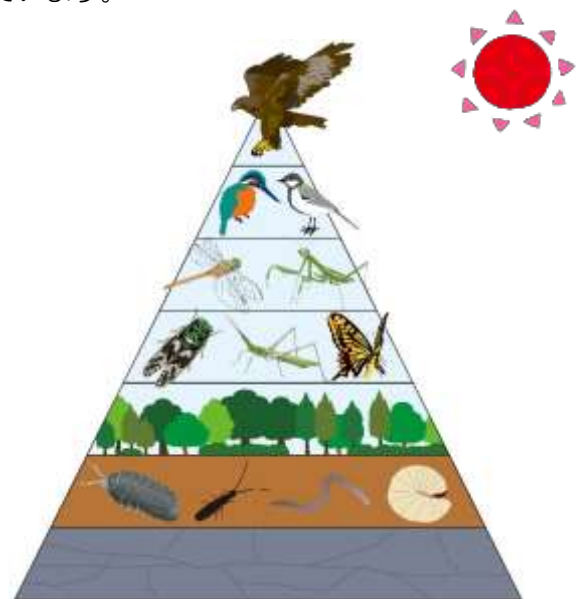


樹木などの植物は光合成によって有機物を生産するため「生産者」と呼ばれています。植物を食べる草食動物や動物を食べる肉食動物は「消費者」と呼ばれています。土の中の微生物や小動物は動物などの死体や落ち葉等の有機物を食べ無機物に分解しており、「分解者」と呼ばれています。このような生物群の「食う」「食われる」「分解する」の繰り返し、生き物間のエネルギーのつながりを「食物連鎖」と呼んでいます。

食物連鎖などの生き物間の相互関係と、生き物と生き物を取り巻く土壌、水、大気、光との相互関係からなる自然のシステムを「生態系」といいます。

また、生態系を構成する土壌と多様な生き物がつくる食物連鎖の状態を表したものを「生態系ピラミッド」といいます。植物は土壌の中の養分や水、大気中の二酸化炭素、太陽の光を吸収し、有機物を作り出しています。この植物を草食性の昆虫が食べ、草食性の昆虫を肉食性の小動物が食べ、さらにこれらを食べる動物が存在しています。このような食物連鎖の頂点には、ワシやタカのような猛禽類が位置しています。

生態系ピラミッドは、上位に位置する高次消費者ほど、生存するためには広い自然環境が必要であることを示しています。そのため、大型の猛禽類が生息している環境は、その地域の生態系の質と量が高いといえます。また、山林の一部が伐採されると、草食性の昆虫の一部が生存できなくなり、その昆虫を食べている昆虫や小動物の一部も生存できなくなります。そして、ピラミッドの頂点の猛禽類はエサが十分にとれなくなることから、その地域に生息ができなくなります。



生態系ピラミッドの例



生物多様性ってなに？



生物多様性とは、生き物たちの豊かな個性とつながりのことを意味します。地球上の生き物は40億年という長い歴史の中でさまざまな環境に適応して進化し、3,000万種ともいわれる多様な生き物が存在するといわれています。これらの生命は一つひとつに個性があり、全て直接に、間接的に支えあって生きています。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルの多様性があるとしています。

■生態系の多様性

異なる地域に異なる生態系が存在することです。
森林、里山、河川、湿原、干潟等があげられます。

■種の多様性

多種多様な生物種が存在することです。
動植物から細菌などの微生物まで、様々は生物がいます。

■遺伝子の多様性

同じ種の中に様々な遺伝子があることです。
同じ種でも異なる遺伝子を持つことで、形や模様、生体などが異なります。

人間の生活に欠かせない水や空気、衣食住に必要な資源、医薬品など、私たちの生活は生物多様性からの多く恵みから成り立っています。このように生物多様性がもたらす恩恵を生態系サービスといいます。私たち人間が生きていくためには、生態系サービスを継続して受けることが必要となります。

しかし、生態系サービスをつくりだす自然環境の悪化や生物多様性の低下が進んでいるため、自然環境や生物多様性を保全し、生態系サービスを持続的に利用することが重要な課題となっています。

33 自然環境調査の定期的な実施

市内の動植物の生息・生育状況や生息環境の現状と経年変化を把握するためには、継続した自然環境の調査が必要です。また、調査結果を用いて、緑地の評価や生物多様性保全のあり方についても検討が必要です。そのため、定期的な自然環境調査の実施に努めます。

また、調査の実施にあたっては、市民や関係団体との連携や協働による調査についても検討します。

12 【再掲】優れた自然環境を有する樹林地や水辺地の保全の推進

13 【再掲】公園・緑地のエコアップの推進

14 【再掲】生き物に配慮した施設緑化の推進

34 希少な動植物の保護の推進

自然環境調査などから希少動植物の生息・生育状況を把握し、生息・生育する基盤となる多様な環境の保全に取り組むことで、本市を代表する希少動植物の保護に努めます。また、希少動植物は採集や乱獲の被害が予想されるため、その防止対策についても検討します。



カタクリ



ムササビ

35 特定外来生物などの駆除体制の充実

本市では、オオキンケイギク、**コクチバス**、クリハラリス、アライグマなどの特定外来生物が確認されています。これらの外来生物は在来種と競合し生態系のバランスを崩すとともに、人への危害や生活環境への被害などをもたらしています。健全な生態系と安全な生活環境づくりを進めるため、特定外来生物の適正な駆除や防除体制の充実を図ります。

また、県内では野生鳥獣による農林業や自然生態系への被害の拡大があり、本市においても加治丘陵のイノシシやニホンジカなどの増加が農林業や生態系に悪影響を与える恐れがあります。そのため、適切な野生動物対策の推進に努めます。

希少種と外来種

■ 希少種

希少種とは、個体数が少なく絶滅の危険性が高い種のことです。

国際自然保護連合、環境省等では絶滅のおそれのある野生生物の種について、レッドリストとしてまとめています。

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づき、レッドリストに掲載されている国内に生息生育する絶滅のおそれのある野生生物のうち、人間の活動の影響により減少している種を「国内希少野生動植物種」に指定し、個体の取り扱い規制、生息地の保護、保護増殖事業の実施など保全のために必要な対策が行われています。

■ 外来種

外来種とは、他地域から人間の活動によって持ち込まれた生き物のことです。

明治以降、人間の移動や物流が活発になり、多くの動物や植物がペットや展示用、食用、研究などの目的で輸入されています。一方、荷物や乗り物に紛れ込んだり、付着して持ち込まれたものも多くあります。

外来種の中で、地域の自然環境に大きな影響を与え、生物多様性を脅かすおそれのあるものを侵略的外来種といいます。生態系への影響としては在来種を食べる、在来種の生息・生育環境や餌を奪う、在来種と交雑して雑種をつくるなどの影響があります。また人に噛みついたり、毒を持っているなど人の命や身体への影響、農作物を荒らすなど農林水産業への影響があります。

基本方針4 身近な緑をつくり、増やそう ～緑の創出～

本市では、総合計画をはじめとしたまちづくり計画に基づき、道路や公園の整備、土地区画整理事業、公共施設の建替え等の事業を行っています。また、民間においても開発事業や建築物の建替えを行っています。これらの事業実施の機会をとらえて、新たな緑地を整備する必要があります。

施策の方向	施策内容	ページ
(1) 新たな公園の整備	36. (仮称) 加治丘陵さとやま自然公園の用地取得の推進	92
	37. (仮称) 加治丘陵さとやま自然公園の施設整備の推進	93
	38. 身近な公園の整備の推進	93
	39. 土地区画整理事業による公園の整備の推進	93
	40. 公園再配置計画、リニューアル計画の検討	94
	41. 地域特性を活かした公園の整備とリニューアル	95
	42. 市民参加型の公園づくりの推進	95
	43. 避難場所に指定された公園の防災機能の整備の検討	95
(2) 街路樹等の整備の推進	44. 道路整備に合わせた街路樹の整備の推進	96
	45. 駅前広場の緑化の推進	96
(3) 公共施設緑化の推進	46. 学校の緑化の推進	97
	47. 市庁舎等の緑化の推進	97
(4) 民間施設緑化の促進	48. 緑化推進における法制度の活用方法の研究	98
	49. 開発行為における緑化基準の適正な運用と検証	98
	50. 奨励補助制度による生垣緑化の促進	98
	51. 苗木の配布制度の充実	99
	52. 施設緑化ガイドラインの作成	99

(1) 新たな公園の整備

公園は、都市にうるおいと安らぎを与えて快適な生活環境を創出するとともに、日常や休日におけるレクリエーション活動の場として利用されるなど、多様な機能を持つ重要な緑地の一つです。本市の自然環境を活かした大規模公園の整備を進めるとともに、地域の特性を活かした街区・近隣公園等の整備やリニューアルに努めます。

36 (仮称) 加治丘陵さとやま自然公園の用地取得の推進

加治丘陵さとやま自然公園の計画区域面積 110.2ha のうち、平成 29 (2017) 年度末で 58.3ha の用地を取得しています。事業認可区域全体の取得率は 52.9% です。今後も施設整備計画や土地所有者の意向等を勘案し、計画的かつ効果的な用地取得を推進します。

37 (仮称)加治丘陵さとやま自然公園の施設整備の推進

加治丘陵さとやま自然公園は、平成 20 (2008) 年 7 月策定の「(仮称)加治丘陵さとやま自然公園見直し計画」に基づき、施設整備を行っています。平成 29 (2017) 年度末では、桜山展望園地、山仕事の広場、探検の森休憩園地、自然探勝路、四季の森休憩園地の整備が完了しています。今後も用地取得の進捗状況に合わせて、自然とのふれあいの場や環境学習の場として多くの人々に利用されるよう施設整備を推進します。



桜山展望台

38 身近な公園の整備の推進

街区公園などの小規模な公園は、地域にとって最も身近な公園であり、子どもから高齢者まで幅広く利用されています。そこで、市街化区域内における身近な公園が不足している区域から優先的に公園整備を進め、市街地の形成状況や人口規模等を勘案した公園の適正な配置に努めます。その際の用地の確保については、主に生産緑地地区、保護樹林、公共用地跡地を活用していくものとします。

また、市街化調整区域においても公園が不足する地域があります。これらの地域では借地を含めた公園整備の推進を検討します。

39 土地区画整理事業による公園の整備の推進

街区公園や近隣公園などの地域に身近な公園を整備する手法として、土地区画整理事業は有効であり、これまで多くの公園が整備されてきました。今後も、現在施行中の土地区画整理事業を積極的に推進することで、公園の適正な配置と整備を進めます。



なかよし公園

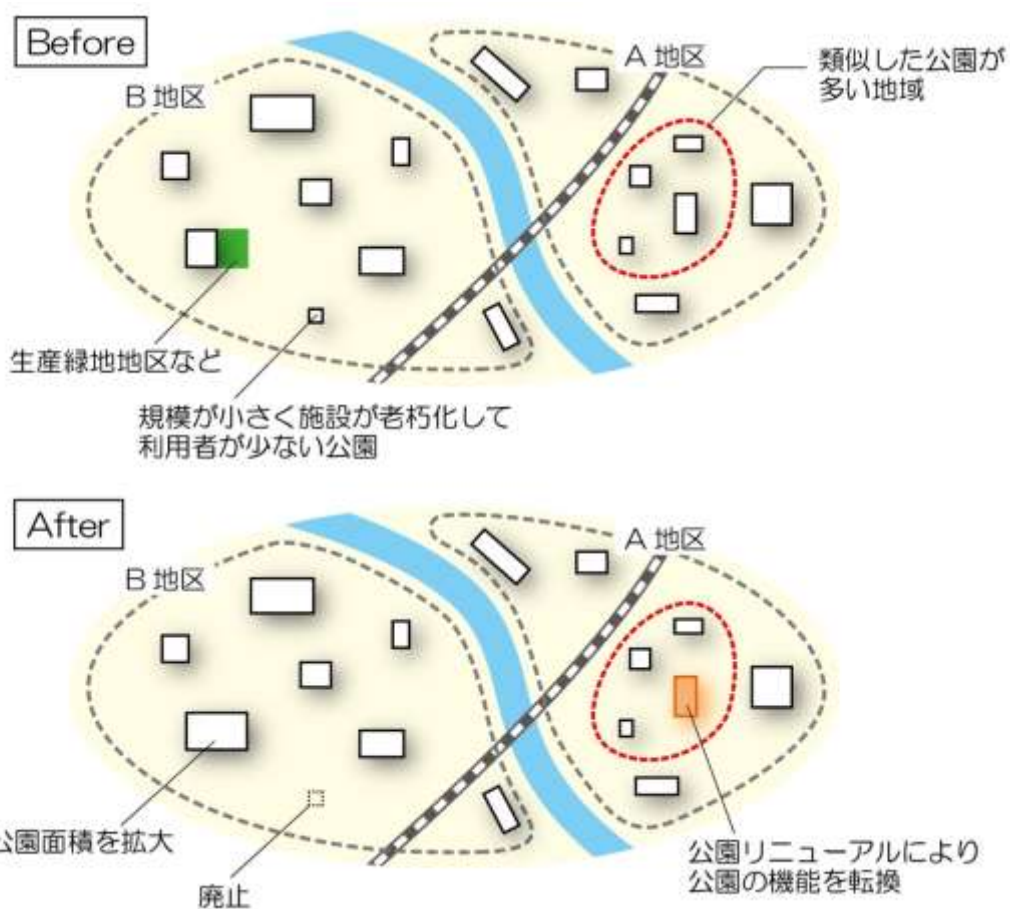
40 公園再配置計画、リニューアル計画の検討

本市には、都市公園の52箇所をはじめ、市有地公園、占用公園、緑道・遊歩道、子供広場、簡易運動場など240箇所の公園があります。これらの多くは設置から長期間が経過しており、施設の老朽化とともに近年の多様化する市民ニーズに適応できなくなっています。そこで、多様な市民ニーズへの対応、公園が持つ多様な機能が発揮できる適切な施設配置、関連する公共公益施設との一体的な活用等を視野に入れて、公園の再配置計画について検討します。

公園再配置計画の基本的な考え方としては、地域内に機能が類似している公園がある場合は、利用状況や地域のニーズを踏まえながら、機能重複している公園をリニューアルにより機能転換し、地域全体として多様な機能を持った公園の適正配置を図ります。また、公園の設置数及び機能が充足している地域では、公園の利用実態や管理方法、周辺環境に与える影響等に基づき、将来の土地利用や人口動態などを勘案しながら、公園の統廃合についても検討します。

今後は、公園の整備・リニューアルをより効率的に推進するため、市が管理する公園についての長期的な整備・リニューアル計画作成を検討します。

公園再配置のイメージ



41 地域特性を活かした公園の整備とリニューアル

公園の整備やリニューアルの際は、公園予定地の自然環境や歴史・文化などの地域特性を活かし、樹林公園や原っぱ公園、遺跡公園や里山公園など特色ある公園の整備を推進します。

また、既設公園の施設更新やリニューアルにあわせてバリアフリー化を順次進め、子どもから高齢者、障がい者など全ての市民が利用しやすい公園づくりを推進します。

42 市民参加型の公園づくりの推進

多様化する市民ニーズに対応した公園づくりには、計画段階からの市民参加が重要です。新規公園の整備や既設公園のリニューアルにおいては、ワークショップ手法を活用するなど、多くの市民の参加による公園づくりを進め、市民ニーズや地域課題に対応した整備を推進します。また、整備内容のほかに、整備後の活用や維持管理、公園利用のルールづくりについても話し合いを行い、公園を地域で見守るしくみづくりに努めます。

43 避難場所に指定された公園の防災機能の整備の検討

本市では、災害について予防・拡大の防御・復旧を図り、市民の生命・身体・財産を保護すること目的として、入間市地域防災計画（平成 28（2016）年 3 月）が策定されています。その中で避難場所として指定されている公園について、避難用広場・災害対応トイレ・太陽光発電照明灯などの災害対応施設の導入による防災機能の充実、防火性の高い樹種による植栽等を検討します。



かまどベンチ



耐震性貯水槽

(2) 街路樹等の整備の推進

街路樹は道路景観の向上に寄与するとともに、夏季においては街路樹が作り出す緑陰によって、快適な歩行空間が形成されます。街路樹の新たな整備では、道路整備に合わせた計画的な整備に努めます。

44 道路整備に合わせた街路樹の整備の推進

都市計画道路の整備や土地区画整理事業の進捗に伴う道路整備において、計画的に街路樹が整備されています。今後も道路整備に合わせて、街路樹の植栽が可能な幅員構成の道路では、街路樹の整備を推進します。

また、街路樹の樹種選定にあたっては、地域景観の向上や季節感の演出などの質を確保するとともに、道路構造や周辺土地利用状況に配慮したものとし、景観や交通安全上良好な状態を保つよう適切な維持管理に努めます。



街路樹

45 駅前広場の緑化の推進

地域の表玄関となる駅前広場では、花木の植栽や花壇の設置を進めます。また、鉄道施設や商業施設の事業者に対しても、建物や施設の正面や壁面等の緑化を働きかけ、利用客が楽しめるような花と緑にあふれうるおいある駅前づくりに努めます。



入間市駅南口交通広場の緑化



入間市駅駅舎の壁面緑化

(3) 公共施設緑化の推進

庁舎や市立小中学校などの公共施設は、敷地の面積規模が大きく、比較的緑化余地が多い施設です。そのため、敷地内の緑化のほか、壁面緑化等の建築物上の緑化方法についても研究し、優良な緑化事例として民間施設の緑化モデルとなるように努めます。

46 学校の緑化の推進

児童の環境学習の場として活用するため、**学校内に花壇、ビオトープ、校庭の芝生化などの緑化を推進するとともに、適切な維持管理に努めます。**また、夏季における校舎への強い日差しの軽減や暑さ対策のために、緑のカーテンなど校舎の壁面緑化を推進します。

また、小中学校は入間市地域防災計画において、災害時の避難所に指定されていることから、防火樹など樹種に配慮した敷地内の植栽や接道部の生垣化などに努めます。

47 市庁舎等の緑化の推進

市庁舎・支所などの公共施設では、緑のカーテン等の壁面緑化、屋上緑化、生垣等による接道部緑化、エントランスに花壇の設置などを実施し、**緑化環境の充実を図るとともに、適切な維持管理に努めます。**そして、公共施設が地域緑化の核となることで、地域景観の向上と市民への緑化意識の啓発を図ります。



入間市役所の緑化

(4) 民間施設緑化の促進

市全体の緑の景観や緑化環境等を向上するには、民間施設の緑化を促進していくことが不可欠です。そのため、法令等による規制手法と助成制度等による支援手法の双方について、効果的に緑化を促進するための手法の活用を検討し、市民や事業者の協力を得ながら民間施設緑化の促進に努めます。

48 緑化推進における法制度の活用方法の研究

建築計画の機会をとらえて施設緑化を行う法制度として、緑化地域制度、地区計画等緑化率条例制度、緑地協定制度があります。今後、新たなまちづくり事業等において、市民・事業者・市が連携して、新たな施設緑化を推進するための法制度の有効な活用方法について研究します。

49 開発行為における緑化基準の適正な運用と検証

本市では、一定規模以上の宅地等の開発において、「入間市宅地開発指導要綱」や「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」に基づき、施設緑化の指導を行っています。「入間市宅地開発指導要綱」では開発面積 500 m²以上の開発行為等において、開発面積の 5%以上の緑地を確保するよう努めることとしています。「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」では敷地面積 1,000 m²以上の建築計画において、緑化基準に定められた緑化面積を整備することとしています。今後も緑化基準の適正な運用を行うとともに、緑化基準の効果について検証します。

50 奨励補助制度による生垣緑化の促進

まち並みの景観向上、災害時の避難場所や避難路確保、火災時の延焼防止などを図るため、住宅地における接道部の生垣化を促進する必要があります。本市では、住宅敷地の接道部に生垣を設置する場合に、設置費用に対して補助金を支給する生け垣設置奨励補助制度があります。接道部の生垣化の促進のため、制度の情報提供を積極的に行うほか、制度内容の充実についても検討します。



生垣の多い住宅地

まちなみの安全性を高める生垣

平成 30(2018)年 6 月 18 日に発生した大阪北部地震では、小学校のブロック塀が倒壊し児童が犠牲になりました。まちなかのブロック塀は地震時に倒壊の危険性があり、ブロック塀から生垣に変えることでまちなみの安全性は高まります。

また、生垣の樹木は水分を含んでいるため、火災の際には延焼を抑える効果があると言われています。関東大震災や阪神淡路大震災においても、緑の防災効果が実証されています。

また、接道部の生垣は道を歩く人の目にふれるため、生垣など緑化された接道部分が増えると、まちなかに緑の多い印象となり、美しいまちなみ景観が形成されます。

このように、ブロック塀から生垣にしていくことで、防災性が高く安全で緑豊かなまちづくりを進めることができます。

51 苗木の配布制度の充実

毎年 11 月に開催している入間市農業まつりでは、各家庭に苗木の配布を行っており、毎回多くの市民から応募いただくため、抽選によって配布を行っています。より多くの市民が家庭緑化への関心を持つことで、住宅地での植樹や緑化が促進されることから、今後も苗木配布制度の継続と充実を図ります。

52 施設緑化ガイドラインの作成

公共・民間を問わず施設緑化の促進を図るため、施設の敷地内緑化や接道部緑化、建築物の壁面緑化や屋上緑化等の緑化に関する工法と施工事例等をまとめたガイドラインの作成について検討します。

施設緑化のイメージ



基本方針5 みんなで緑について考え、行動しよう ～緑の活動の充実～

緑豊かでうるおいのあるまちを形成していくには、「緑を保全・活用する」ことや「緑を創出・育成する」ことを将来にわたって継続していくことが必要です。それには、市民・市民団体・事業者・市等の係わる全ての人々が、緑について考え、行動に移すことが、緑の将来像の実現につながります。

施策の方向	施策内容	ページ
(1) 緑に関する知識と理解を深める	53. 緑に関するイベントの開催	100
	54. 緑に関する講習会の開催	100
	55. 子どもを対象とした緑に関するイベントの開催	101
	56. 緑に関する情報発信の充実	101
(2) 市民協働のしくみづくり	57. 多様な主体による緑の維持管理の推進	102
	58. (仮称) 緑のサポーター制度の導入の検討	102
	59. 緑のボランティアの育成	103
	60. 緑のボランティア活動への支援の充実	103
	61. 緑のまちづくりに関する活動の促進	103

(1) 緑に関する知識と理解を深める

市民との協働による緑のまちづくりを進めるためには、まずは多くの市民が緑に興味を持ち、緑について知り、理解を深めていく必要があります。そのため、緑に関する普及啓発活動の充実に取り組めます。

53 緑に関するイベントの開催

市民が緑の情報を得たり体験できる機会として、緑に関するイベントへの参加があります。現在市では、「自然かんさつ会」「自然展」「環境フェア」等の緑に関するイベントを開催しており、多くの市民が参加しています。今後も緑にはじめてふれる人を含めて幅広い市民が気軽に参加し、楽しむことで緑に興味を持てるように、イベント内容の充実を図ります。



ハンギングバスケット教室

54 緑に関する講習会の開催

緑に興味を持った市民が、さらに緑について学ぶための機会として、緑に関する講習会や講演会への参加があります。現在市では、環境市民講座、お茶大学や出前講座の自然に関する講座など、緑や環境に関する講座を開催しています。今後も、市民が行動に移したり、さらに深く学びたいような講習会等を継続して開催するとともに、内容の充実を図ります。



植生調査講習会

55 子どもを対象とした緑に関するイベントの開催

緑豊かなまちをつくるには、将来にわたって継続的な活動が必要です。10～20年後の本市の緑のまちづくりは、今の子どもたちが担うこととなります。子どもの頃に緑や自然にふれあう楽しい体験をすることで、緑に関心を持ち緑の活動を行うきっかけになります。子どもたちを対象とした緑に関するイベントは、青少年活動センターでの動物観察や自然遊びイベント、児童センターの遊び体験クラブ、公民館の子ども冒険クラブなど、数多く行われています。今後も、多くの子どもたちが、緑に関してたくさんの体験ができるように、体験教室等を継続して開催するとともに、内容の充実を図ります。

56 緑に関する情報発信の充実

現在市では、緑に関する講習会やイベントの開催、冊子やリーフレットの配布などの各種普及啓発事業を通して、市民へ向けた情報発信を行っています。また市公式ホームページでは加治丘陵、谷田の泉保全地、牛沢カタクリ自生地等の自然環境に関する情報を掲載しています。緑の活動を実践する市民の裾野を広げ、緑に関する市民活動を深めていくには、情報の質と量の充実と発信手段の多様化を進める必要があることから、今後はこれらの充実に加え、緑に関する情報を一括して管理し提供するよう、利用者が情報にアクセスしやすい市公式ホームページの作成を進めます。

市民協働事業 その1

■谷田の泉の自然環境保全（谷田の泉を守る会）

谷田の泉周辺の草刈り、外来植物の除去、ごみ拾い、観察などを実施しています。水田を復活させ、谷田の泉の湧水を利用した米作りを子どもたちと行い、その過程を学び楽しむとともに、日本の原風景に親しむ場所づくりをしています。

■加治丘陵山林管理業務委託（NPO 法人加治丘陵山林管理グループ）

市が取得した加治丘陵保全用地を、里山として良好な状態に維持していくため、下草刈り等の山林管理業務を市より委託し、活動しています。

■加治丘陵地内の植生調査（加治丘陵をみまもる会）

加治丘陵の豊かな自然の保全等に資することを目的とし、加治丘陵内の木本層や草本層の状態及び希少植物の有無等の植生を調査しています。

■森の時間を学ぶ体験教室（環境教育ネットワークたねのもり）

ツリークライミングや山林管理等の体験を通して、木に親しみ、森を守る環境保全を体験的に学習しています。

(2) 市民協働のしくみづくり

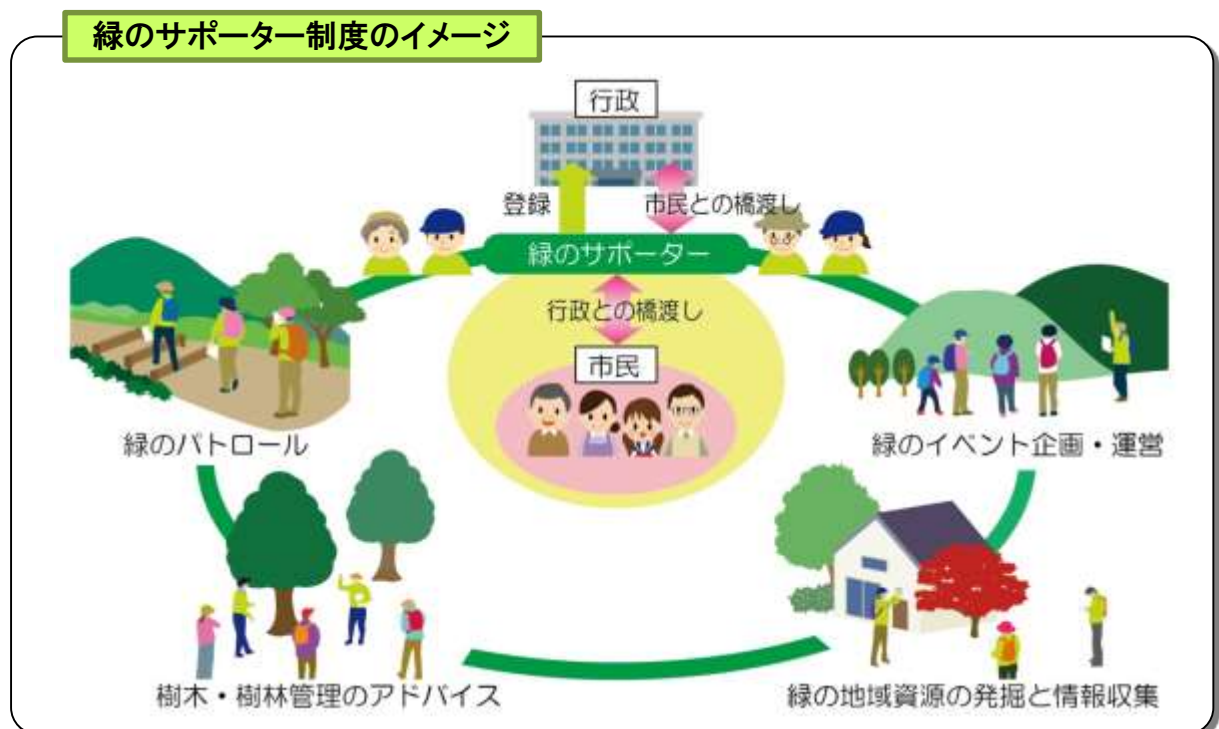
市民の緑に対する関心や要望は多様化してきています。多くの市民が参加しやすい多彩な市民参加のしくみと効果的な支援体制づくりを進め、協働による緑豊かなまちづくりを推進します。

57 多様な主体による緑の維持管理の推進

加治丘陵の山林管理では、市民ボランティア団体やNPO 法人が活動しています。また、市民公募によるさとやま巡視員も巡視や美化活動を行っています。谷田の泉保全地、牛沢カタクリ自生地、牛沢地区ホタルの里でも、地域住民を中心にボランティア活動が実践されています。市内には加治丘陵や狭山丘陵の丘陵地、平地林や斜面林などの樹林地、河川や湿地などの水辺、公園、施設の植栽地、街路樹をはじめ多種多様な緑があります。これらの緑に対して多くの市民が、緑の維持管理活動に気軽に参加できるしくみづくりを推進します。

58 (仮称) 緑のサポーター制度の導入の検討

市内にある多様な緑を適切に維持管理していくには市だけでは限界があります。そこで多くの市民が緑に係わる活動に参加できるしくみの一つとして、「(仮称) 緑のサポーター制度」の導入を検討します。緑の活動に興味を持たれている市民の方に登録していただき、地域の緑のパトロール、市民に対する樹木・樹林管理のアドバイス、緑の地域資源の発掘と情報収集、緑に関するイベントの企画・運営、市民と行政との橋渡し役などの活動に自主的に参加してもらう制度を想定しています。



59 緑のボランティアの育成

緑のボランティアの育成としては、里山や樹林地の保全管理、公園や街路樹の維持管理、まちの緑化などについて、緑のボランティア参加者が必要とする講習会等を開催するほか、ボランティア活動をはじめたいと考えている市民を対象とした、ボランティア講座等の開催も検討します。

60 緑のボランティア活動への支援の充実

現在、加治丘陵の山林管理や植生調査、谷田の泉保全地や牛沢地区ホタルの里の保全管理、花いっぱい運動などのボランティア活動に対し、燃料や材料の支給、事業経費の助成などの支援を行っています。また、ボランティア団体を対象として、ボランティア保険の加入も行っています。これまでの支援内容について評価・検証を行い、より多くの市民が活動しやすく、ボランティア活動への市民参加が促進される支援の充実とPRに努めます。

61 緑のまちづくりに関する活動の促進

緑のまちづくりに関する活動としては、現在、公共施設の敷地を利用して市民に草花を育ててもらふ花いっぱい運動、道路敷地の花壇に福祉作業所が授産活動で育てた花苗を植えて管理してもらふ活動などを行っています。今後も、これらの緑のまちづくりを進める活動の継続と充実に努めます。また、緑のまちづくり活動を実践している市民や団体の活動意欲の向上を図るため、広報いるまや市公式ホームページなどを活用した緑のまちづくりに関する活動の紹介、緑のまちづくり功労者の表彰等を検討します。



花いっぱい運動

市民協働事業 その2

■里山ジュニアレンジャー（ELFIN 体験共育くらぶ）

里山の自然観察や動物の痕跡調査、動物の森づくりを通して身近な自然を知り、環境に対する意識を育みます（小学3年生～中学生）。また、高校生以上のボランティア研修を実施し、自然分野の人材育成を図ります。

■冒険の森（入間遊び場づくり協会）

青少年活動センターの森を会場に、小学4～6年生を対象に、プレイリーダーと共に自然の中で「自分の責任で自由に遊ぶ」遊び場を提供しています。

■市民による魚類調査・魚類展示事業（NPO法人バーブレスフック普及協会）

市民参加の魚類調査を行い自然の大切さを学ぶとともに、川への関心を持ってもらうことで、今後の河川浄化や環境保全の向上へつなげて行くことを目的とし、捕獲した魚類の一部の展示を行っています。